

京都府ソフトバレーボール連盟規約

第1章 名称及び所在地

(名称)

第1条 この連盟は、京都府ソフトバレーボール連盟 (KYOTO SOFTVOLLEYBALL FEDERATION) と称する。

(所在地)

第2条 この連盟の所在地は、京都府内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この連盟は、京都府におけるソフトバレーボール組織の統括団体として、ソフトバレーボールの普及・振興を図り、府民の健康増進・体力の向上と明るいコミュニティの育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この連盟は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ソフトバレーボールに関する競技会、講習会等関係行事の開催及び協力。
- (2) ソフトバレーボールに関する指導者の養成と組織化及びクラブの育成。
- (3) 京都府バレーボール協会等関係団体との連絡調整。
- (4) その他この連盟の目的を達成するために必要な事業。

第3章 組織

(組織の構成)

第5条 この連盟は、京都府バレーボール協会に組織・加盟団体として統轄されたソフトバレーボール団体をもって組織する。

第4章 役員

(役員の種類)

第6条 この連盟に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事 長	1 名
副 理 事 長	若干名
常 任 理 事	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

(選出の方法及び職務)

第7条 会長は、理事会でこれを推挙する。

2 会長は、この連盟を代表して会務を統轄し、かつ理事会の議長となる。

第8条 副会長は、理事会において理事の互選で定める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代行する。

第9条 理事長は、理事会において理事の互選で定める。

2 理事長は、会長の命を受けてこの連盟の会務を掌理する。

第10条 副理事長は、理事会において理事の互選で定める。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長の事故あるときは、その職務を代行する。

第11条 常任理事は、理事のうちから互選し、会長がこれを委嘱する。

2 常任理事は、常任理事会を組織し緊急会務を処理する。

第12条 理事は、京都府ソフトバレーボール連盟に登録されたチームの中から選び、会長がこれを委嘱する。

2 会長は、前項のほか、理事会に諮ってこの連盟に関係ある学識経験者から若干名の理事を指名することができる。

第13条 監事は、理事会の議決により会長がこれを委嘱する。

2 監事は、この連盟の財務を監査する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第14条 この連盟に名誉会長1名、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 名誉会長は、この連盟の功労者等のうちから、理事会の推挙により会長がこれを委嘱する。

3 顧問及び参与は、この連盟の加盟団体の代表者及び関係者の功労者のうちから、理事会が推挙した者につき会長がこれを委嘱する。

4 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べる。参与は、理事会の諮問に応じ意見を述べる。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補充を行う。

3 補欠役員任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員任期は、他の役員残任期間とする。

4 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第5章 会議

(会議の構成)

第16条 総会は、加盟団体の代表者1名及びそれに準ずる者1名をもって

構成する。

2 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事をもって構成する。

3 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成する。

(招集)

第17条 通常総会は、毎年1回開催し、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、その構成員の3分の1以上の請求があったとき、又は理事会において総会開催の決議があったときは会長が招集する。

3 総会の招集はその構成員に対し、その会議の目的、内容、場所、時間を示し通知する。

4 理事会は、必要に応じ会長が招集する。

5 常任理事会は、必要に応じ理事長が招集する。

(決議事項)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 活動計画、活動報告の承認

(2) 予算、決算の承認

(3) 会費改定の承認

(4) 役員を選出

(5) その他会の重要事項に関すること

2 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 常任理事会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の作成及び執行に関する事項

(2) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(表決権)

第19条 構成員の表決権は、平等とする。

(定足数)

第20条 総会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 理事会、常任理事会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 ただし、非常事態等で構成員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する。

(議長)

第21条 総会の議長は、構成員の中から選出し、理事会は会長が議長となり、常任理事会は、理事長が議長となる。

(議決)

第22条 総会、理事会及び常任理事会における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第6章 専門委員会

第23条 この連盟の事業を遂行するために必要あるときは、各種の専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会に関する事項は、理事会で別に定める。

第7章 会計

(経費)

第24条 この連盟の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- 1 登録費
- 2 大会参加費
- 3 助成金
- 4 寄付金
- 5 その他

(会費)

第25条 この連盟の加盟団体は、毎年登録費を納入しなければならない。

(会計年度)

第26条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第27条 この連盟の予算は、会計年度内におけるすべての収入及び支出の予定を計上し、総会の決議により定める。

2 収支決算は、毎回会計年度終了後3ヶ月以内にその年度末における財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第8章 雑則

(規約の変更)

第28条 この連盟の規約は、理事の3分の2以上の同意を経て変更することができる。

附 則

- 1 本連盟は、京都府バレーボール協会に加盟する。
- 2 この規約は、平成2年4月1日から施行する。
- 3 本連盟は、平成11年8月1日からチーム登録制を実施する。
- 4 この規約は、平成11年8月1日から施行する。
- 5 平成14年3月23日 総会にて一部改正
- 6 令和3年1月21日 理事会にて一部改正